

# 1 市の概要

# 1 市の概要

## 1-1 市の概要

### (1) 位置・地勢

本市は、埼玉県の南東部、東経 139 度 31 分 11 秒、北緯 35 度 52 分 47 秒、海拔の最高は 49m（亀久保八丁付近）、最低 6m（元埼玉県立福岡高校周辺）、都心から 30km 圏内、さいたま新都心から約 10km に位置し、東西が約 7.5km、南北が約 6 km、面積は約 14.64 km<sup>2</sup>あり、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接しています。

地形は武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、荒川に向かって西から東へ緩やかに傾斜しているのが特徴です。

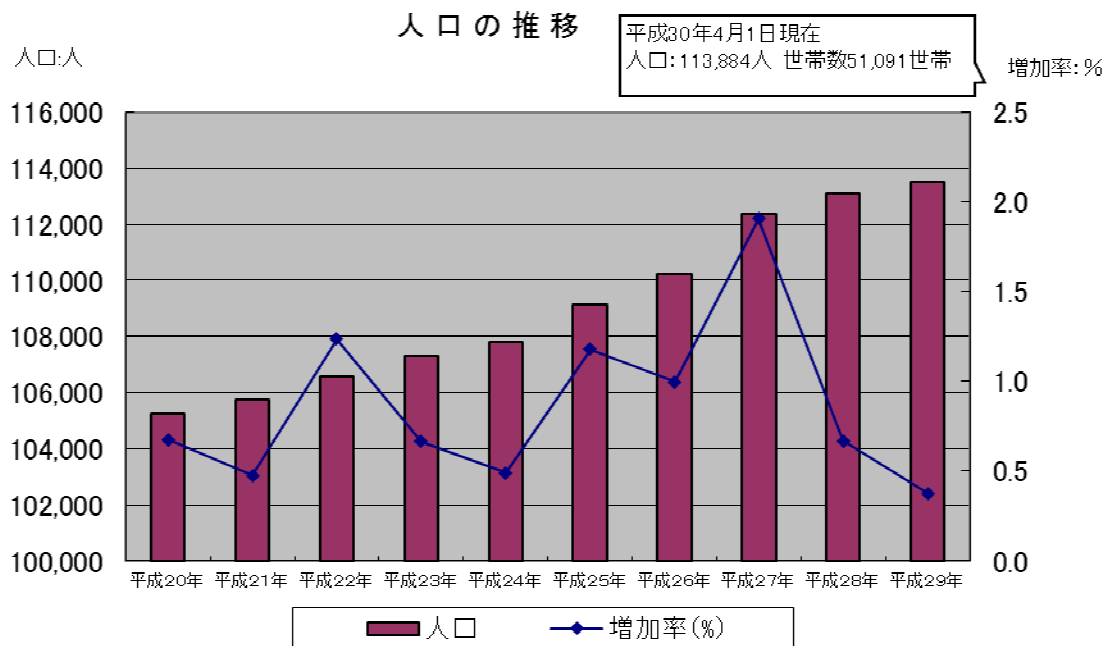
地質は関東ローム層で、北部市境に沿って南北に新河岸川が流れており、周辺地域では水田が広がっているほか、沿岸には斜面林などの自然環境が残されています。市の西部地域では、武蔵野の面影を残す畑や雑木林など、緑豊かな環境が保全されています。

気候は、太平洋側気候で、夏季は高温になり、降雨量も比較的多く、冬季は強い北西の季節風が吹き、晴天の日が多いのが特徴です。

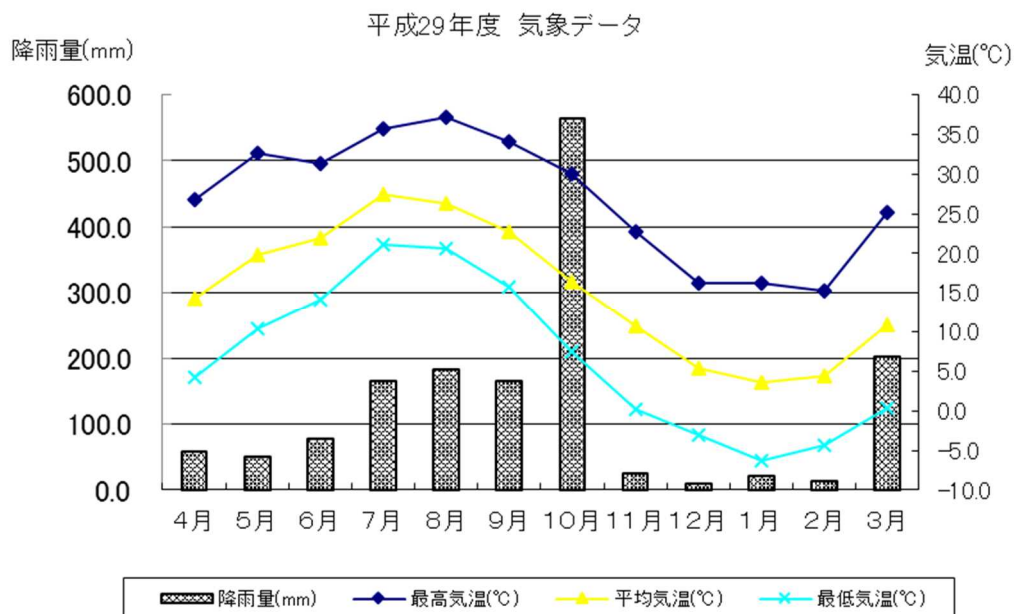
交通は東部には富士見川越バイパス（国道 254 号バイパス）が、西部には関越自動車道が、ほぼ中央には川越街道（国道 254 号）が、それぞれ市を南北に貫いています。また、これらの道路と並行する形で東武東上線が走っており、市内には上福岡駅が立地しているとともに、隣駅には多くの市民も利用する急行停車駅のふじみ野駅があります。



## (2) 人口



## (3) 気象



資料：入間東部地区事務組合 消防本部 指揮統制課

## 1-2 環境行政

### (1) 環境に関する条例

#### (ア) ふじみ野市環境基本条例

本市の環境行政を推進するため、平成18年7月「ふじみ野市における環境施策のあり方について」を環境審議会に諮問し、環境行政の理念、方向性について答申を受け、平成19年3月ふじみ野市環境基本条例を制定しました。

本条例では、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的としています。

#### 「快適で良好な環境の確保」とは

ふじみ野市環境基本条例第2条(定義)(1)快適で良好な環境 「大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成を図り、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。」このような状態を確保していくことを条例の目的としています。

#### 開発指導要綱について

ふじみ野市環境基本条例では、市、市民及び事業者は、あらゆる場面において環境配慮を基本に「地域から持続可能な社会」を構築し、安全、安心、快適で良好な環境が確保できる地域社会を目指していくことが理念として掲げられています。

そのため、環境負荷の影響が大きい開発行為に対して、市では「ふじみ野市開発行為等指導要綱」(平成17年10月1日)に基づき、市内の無秩序な開発行為を防止し、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るため、事業者に対して理解と協力の要請を行っています。市では、この趣旨に沿って関係各課が連絡調整を行い、事業者へ総合的な対応を行っています。

#### (イ) ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、資源が循環して利用されるまちづくりを目指し、併せて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、平成20年12月19日に「ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を制定しています。(平成21年4月1日施行)

## (2) 環境に関する計画

### (ア) ふじみ野市環境基本計画

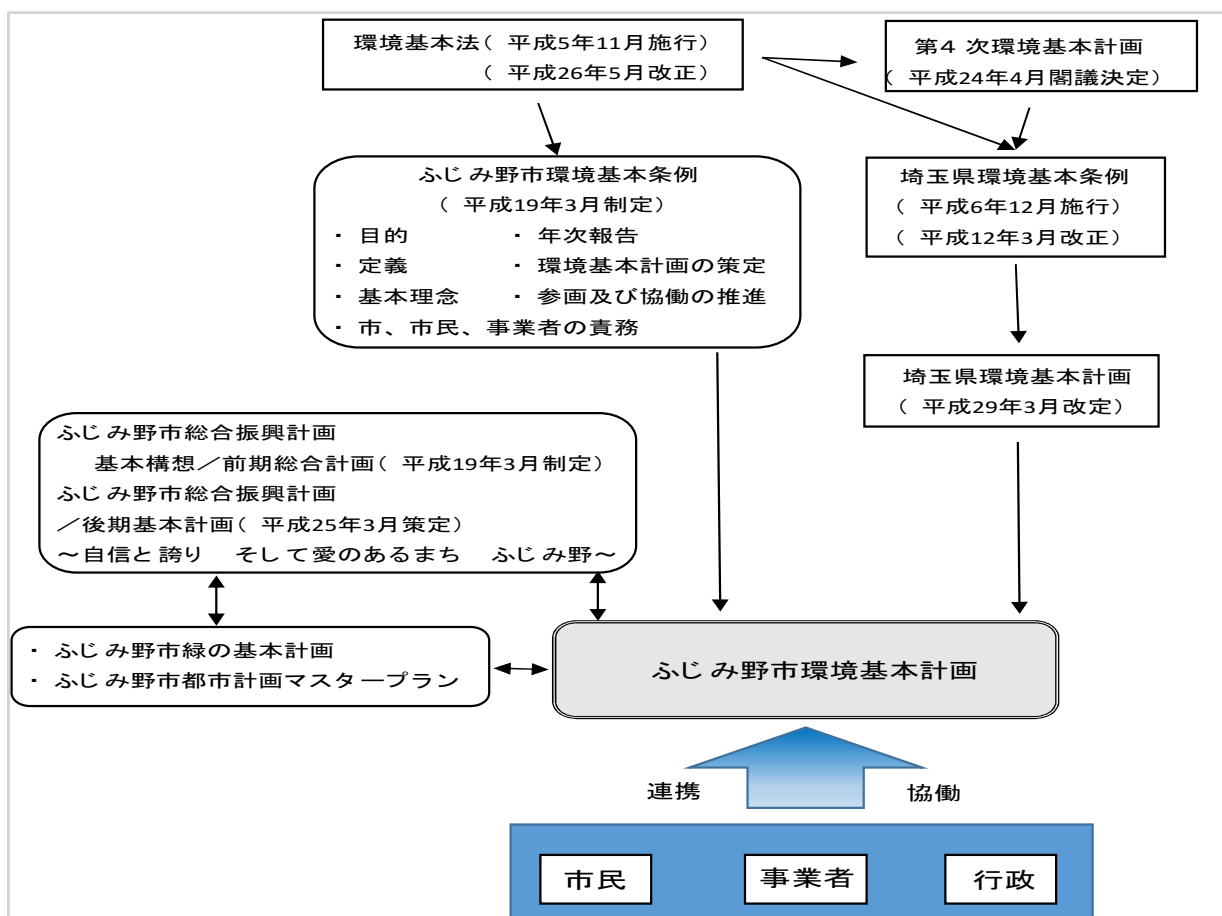
#### ①計画の目的

ふじみ野市環境基本条例第9条の規定に基づき、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むため、条例の目的である「快適で良好な環境の確保」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、また、計画の実効性を確保するため、基本計画と行動計画が一体となった環境基本計画 行動計画を平成19年度に策定しました。その後、計画期間の5年を向かえるにあたり、平成23年度～24年度の2か年をかけて見直しを行い、環境基本計画 後期行動計画を策定しました。

#### ②計画の位置づけ

市の総合振興計画を環境の面から実現するための基本的な方向性を定め、他の計画や施策と整合・調整・連携を図りながら「快適で良好な環境の確保」に関する各種施策を、総合的かつ計画的に推進する計画となっています。

図1-2-1 計画の位置づけ



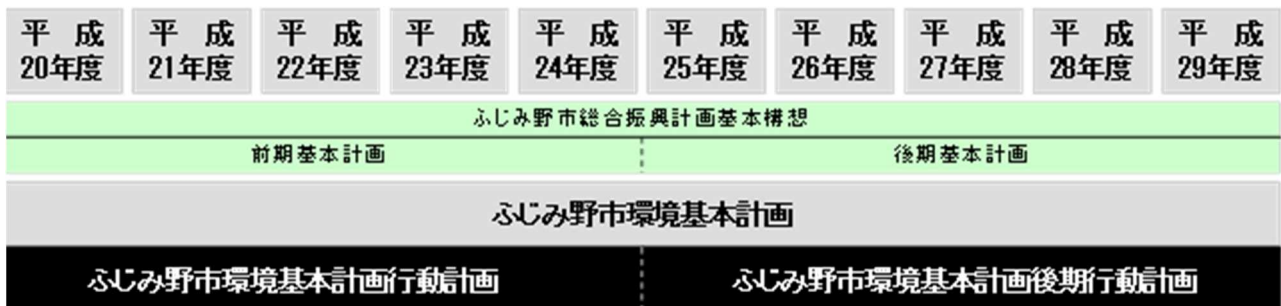
### ③計画の対象とする環境の範囲

- ・市、市民及び事業者との連携と協働に関すること
- ・環境教育・環境学習による人づくりに関すること
- ・安心・安全、快適な都市環境に関すること
- ・地球環境保全に関すること
- ・循環型社会に関すること
- ・自然環境に関すること

### ④計画期間

市の総合振興計画と連動し平成 20 年度を初年度に平成 29 年度までの 10 年を「環境基本計画」の計画期間と定め、「行動計画」は、計画の進展、社会経済情勢の変化、科学技術の進展などにより環境問題の課題が変化することが考えられることから、5 年を 1 つの期間として「前期」、「後期」に区分し、平成 25 年度から平成 29 年度までを「後期行動計画」としています。

図 1-2-2 計画の期間



### ⑤環境基本条例の基本理念に基づく施策運営

環境基本計画は、環境基本条例の理念に基づき施策の方向性を示しています。

#### 1 環境基本条例の基本理念

- ・快適で良好な環境の将来世代への継承
- ・市、市民及び事業者の協働により人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を目指すまちづくりの推進
- ・地球環境保全への自主的、積極的な取り組みの推進

#### 2 基本計画の施策の方向性

- ・すべての施策の策定等にあたっての環境優先の理念 (第 8 条)
- ・市、市民及び事業者の参画及び協働の推進 (第 20 条)
- ・環境教育の理念に基づく推進 (第 21 条)
- ・施策の総合調整のための評価体制の整備 (第 19 条)

## ⑥市の望ましい環境像

水と緑 地球環境を守り 安全・快適なまち ふじみ野  
～協働で持続可能な社会の実現を目指したまちづくり～

## ⑦環境基本計画 後期行動計画の環境指標

環境基本計画 後期行動計画及び望ましい環境像の実現にむけ、市、市民及び事業者の各主体が共通認識のもと取り組む内容としており、「現状と課題」「行動計画」などを位置づけ、各施策に共通して環境保全活動における連携と協働を目指していきます。

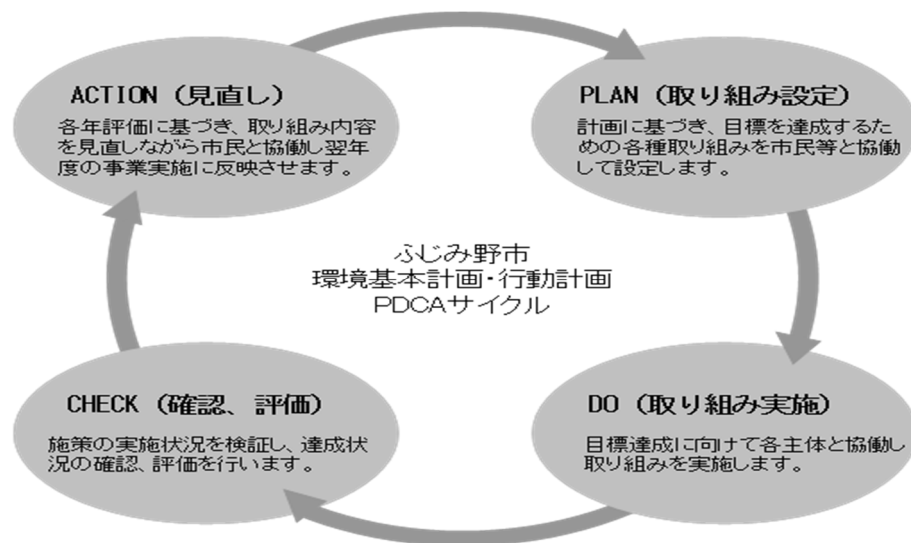
### ○施策体系

- 施策の柱 1 市、市民及び事業者との連携と協働の推進
- 施策の柱 2 環境教育・環境学習の推進
- 施策の柱 3 環境にやさしいまちづくりの推進
- 施策の柱 4 環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 施策の柱 5 自然環境の保全・再生

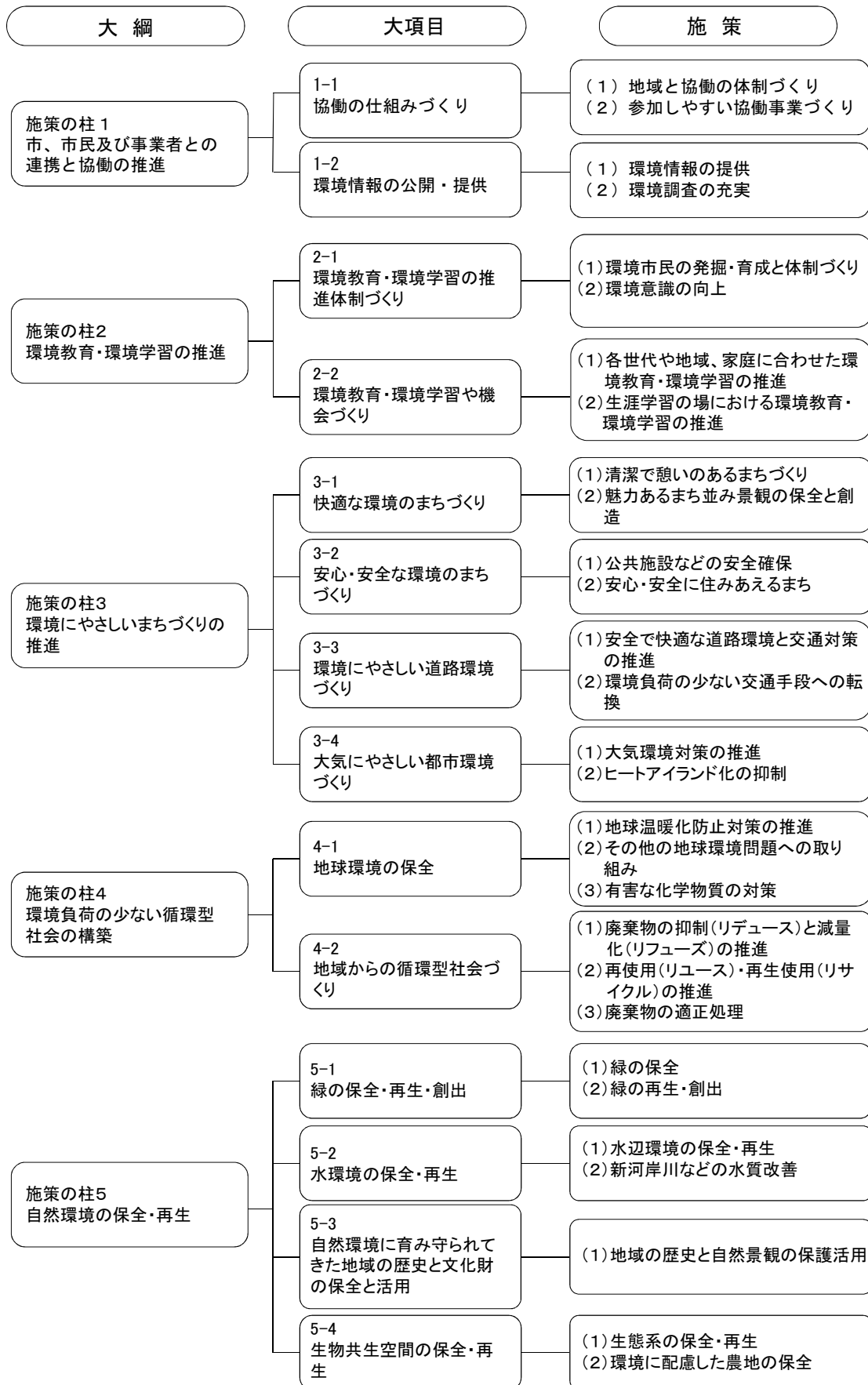
## ⑧計画の進行管理

行動計画に示された各施策は、環境基本計画のめざす目標の達成に向け、環境指標・目標値を活用し全体の進捗状況を点検しながら展開します。その進行管理は、「計画の策定 (Plan)、施策・事業の実施 (Do)、点検・評価・公表 (Check)、改善 (Action)」のサイクルによる継続的な仕組みを構築します。

図 1-2-3 計画の進行管理



## ⑨環境基本計画 後期行動計画の施策体系





## (イ) ふじみ野市地球温暖化対策実行計画

「第6章 地球温暖化対策の取り組み」

### ①計画の目的

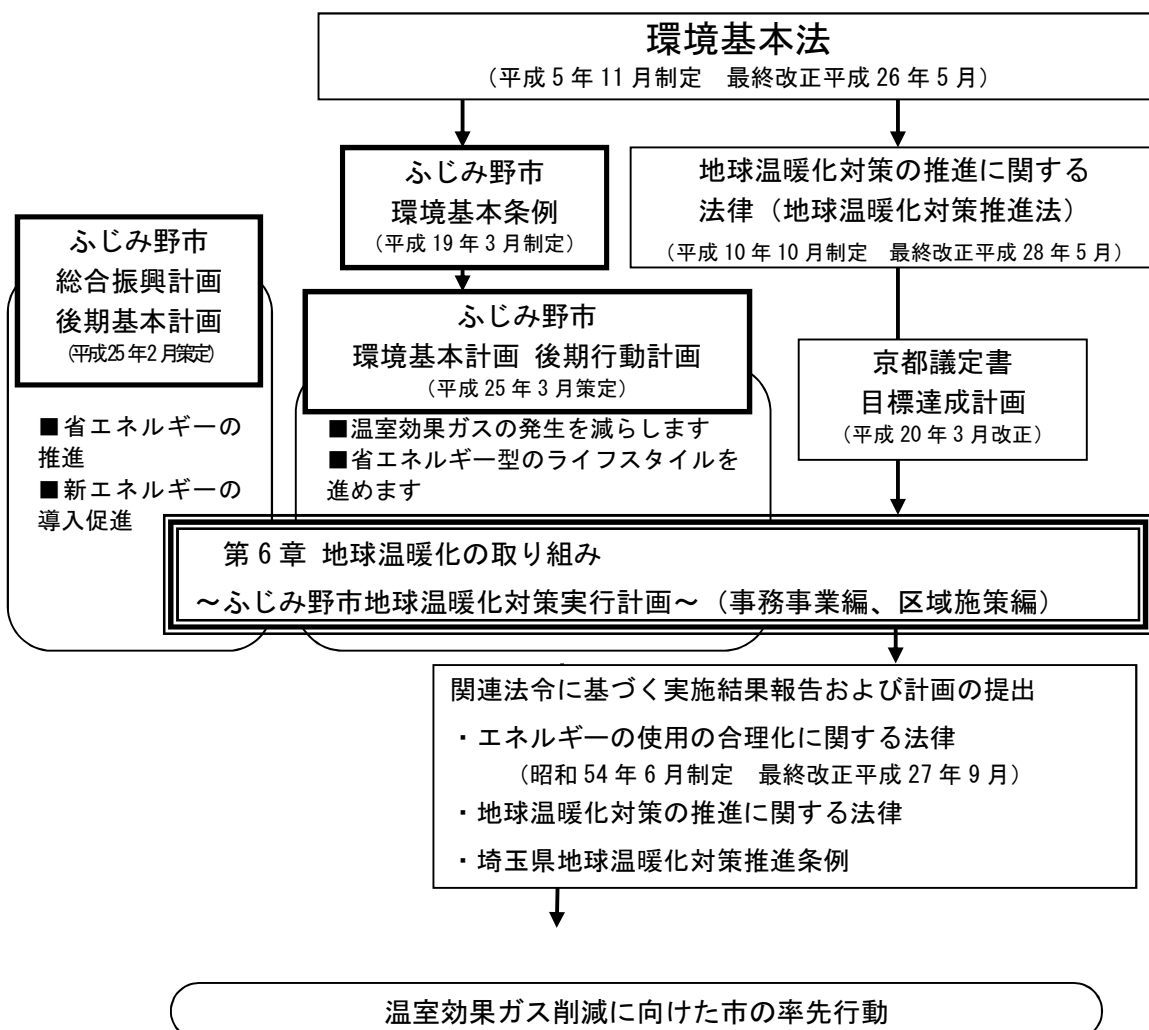
地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）の第4条に基づき、ふじみ野市の事務、事業等における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出実態と排出抑制に関する目標を策定し、環境への負荷の軽減をもって、長期的・継続的な排出削減へと導くことを目的とし、また、地域における模範となる率先行動となるよう計画を策定しました。

### ②計画の位置づけ

「地球温暖化対策推進法」第21条第1項において、地方公共団体に策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」であり、「ふじみ野市環境基本計画 後期行動計画」と一体となっています。その中の第6章が地球温暖化防止に関する事項を定めた「地球温暖化対策の取り組み ～ふじみ野市地球温暖化対策実行計画～」となっており、ふじみ野市が行う事務、事業全般を対象とした「事務事業編」と、市域における温室効果ガス排出抑制等に関する「区域施策編」の構成となっています。

(図1-2-4)

図1-2-4 ふじみ野市地球温暖化対策実行計画の位置づけ



### ③計画の期間

本計画の事務事業編の基準年度を平成 22(2010)年度を基準年とし、平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度までの 5 年間を期間とします。

また、区域施策編については、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成 21 年 6 月、環境省）」により、基準年を平成 22(2010)年度、中期目標を平成 42(2030)年度、最終目標年を平成 62(2050)年度として設定し、実行計画を長期的な視野により策定します。

第一段階としては平成 29(2017)年度までの短期目標・施策を策定し、目標達成状況などを評価します。

#### ※基準年について

本来であれば、平成 24 年度末に策定する計画の基準年としては、直近の平成 23 年度を基準年とするところですが、平成 23 年度は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い、計画停電や節電等、全国的にエネルギーの使用抑制を実施したため、これまでの傾向と大きく乖離する特異な年であることから、前年度の平成 22 年度を基準年としました。

### ④計画の対象物質

地球温暖化対策推進法では下記の 7 物質が対象となっていますが、パーフルオロカーボンと六フッ化硫黄及び三フッ化窒素については該当がないため、対象外とし、本計画において対象とする温室効果ガスは、以下のとおりとします。(表 1-2-1)

なお、本計画では、温室効果ガスの排出量は各ガスの排出量に、地球温暖化対策推進法施行令第 4 条に定められた地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素に換算した数値で表しています。(環境省:「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づく)

表 1-2-1 対象物質

温室効果ガス	地球温暖化係数※	主な発生源	事務事業編	区域施策編
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの） など	○	○
メタン (CH <sub>4</sub> )	25	稲作・家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て など	○	○
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298	化石燃料の燃焼、工業プロセス など	○	○
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	12～14,800	代替フロン等の製造時における漏えい、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの大気放出 など	○	△ (一部)
パーフルオロカーボン類 (PFC)	7,390～12,200	半導体製造時等における漏えい など	×	×
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	22,800	半導体製造や電気の絶縁体 など	×	×
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	17,200	半導体の製造プロセス など	×	×

※各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものと

### ⑤計画の範囲

範囲は、ふじみ野市が行う事務、事業全般とし、対象施設は、庁舎、公民館、コミュニティセンター、福祉施設、市立小中学校、水道施設、環境センター・清掃センターなどの公共施設を対象とします。(指定管理の施設を含む。)

### ⑥基準年(平成 22 年度)の現状値

基準年である平成 22 年度の温室効果ガス総排出量は 21,569 t-CO<sub>2</sub>です。温室効果ガス別に見ると、二酸化炭素が 96.62%となっており、排出量の大部分を占めています。(二酸化炭素は主に燃料使用と電気使用、廃プラスチック焼却から発生します。)

メタン・一酸化二窒素は、主に自動車の運行と一般廃棄物焼却、浄化槽の使用により発生します。ハイドロフルオロカーボンは、カーエアコンに代替フロンとして使用している場合に発生するものです。

表 1-2-2 対象物質

物質名	温室効果ガス 排出量(Kg) (A)	温暖化 係数 (B)	CO <sub>2</sub> 換算 排出量(Kg-CO <sub>2</sub> ) (C)=(A)×(B)	構成比
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	20,840,047	1	20,840,047	96.62%
メタン(CH <sub>4</sub> )	902	21	18,947	0.09%
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	2,286	310	708,529	3.28%
ハイドロフルオロカーボン	0.93	1,300	1,209	0.01%
総排出量	-	-	21,568,733	100.00%

※温暖化係数(B)は、基準年としての算定時の平成22年度の値となっています。

※(C)((A)×(B))の値は、端数処理の関係で合わない場合があります。

### ⑦目標値

平成 29 年度の温室効果ガスの排出量を基準年(平成 22 年度)に比べ 5%削減することを目標としています。

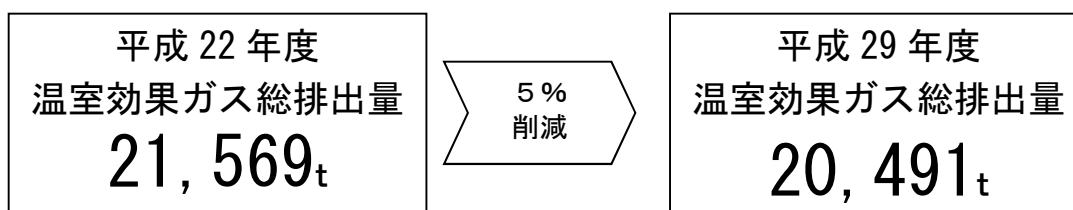


表 1-2-3 各項目別目標値

○温室効果ガス影響項目

項目	単位	基準年 (平成22年) 使用量実績値(A)	目標年 (平成29年) 使用量目標値(B)	削減率 (%)	削減量 (B)-(A)	基準年度比 温室効果 ガス削減量 (kg-CO <sub>2</sub> )
電気使用量	kwh	18,897,357	17,952,489	5	△ 944,868	△354,325
燃料使用量(ガソリン)	L	52,137	49,530	5	△ 2,607	△6,053
燃料使用量(都市ガス)	m <sup>3</sup>	593,672	563,988	5	△ 29,684	△64,117
一般廃棄物焼却量(市全体)	t	39,526	37,550	5	△ 1,976	△34,777
廃プラスチック焼却量(市全体)	t	4,241	4,029	5	△ 212	△586,303

○平成29年度 温室効果ガス排出(算出)状況

調査項目	単位	平成22年度(基準年)		平成28年度(実績)		平成29年度(実績)		H22とH29の 温室効果ガス増 減比		
		活動量 (使用量等)	温室効果ガス 排出量(Kg- CO <sub>2</sub> )	活動量 (使用量等)	温室効果ガス 排出量(Kg- CO <sub>2</sub> )	活動量 (使用量等)	温室効果ガス 排出量(Kg- CO <sub>2</sub> )			
燃料 使用 量	ガソリン	L	52,137.38	121,063.00	41,697.91	96,822.55	34,868.72	80,965.17	△ 33.12	
	灯油	L	100,443.50	250,003.87	32,209.00	80,168.20	19,170.00	47,714.13	△ 80.91	
	軽油	L	6,942.00	17,945.07	2,867.00	7,411.20	3,813.63	9,858.23	△ 45.06	
	A重油	L	119,000.00	322,490.00	6,000.00	16,260.00	0.00	0.00	△ 100.00	
	液化石油ガス(LPG)	kg	11,172.26	33,505.61	9,024.60	27,064.78	8,677.06	26,022.51	△ 22.33	
	都市ガス	m <sup>3</sup>	593,672.30	1,282,332.17	922,705.00	1,993,042.80	799,079.00	1,726,010.64	34.60	
	電気使用量(一般電気事業者及びPPS)	kwh	18,897,357.00	7,086,508.88	17,691,615.00	6,634,355.63	14,323,776.22	5,371,416.08	△ 24.20	
自動 車 の 走 行 量	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	km	132,873.00	1,028.84	92,935.00	719.60	84,030.00	650.64	△ 36.76
		軽乗用車	km	133,300.00	1,032.14	149,806.00	1,159.95	148,238.00	1,147.81	11.21
		普通貨物車	km	16,519.00	127.91	2,525.00	19.55	3,067.00	23.75	△ 81.43
	L P G	小型貨物車	km	33,946.00	262.84	28,178.00	218.18	19,956.00	154.52	△ 41.21
		軽貨物車	km	98,483.00	762.55	144,239.00	1,116.84	72,199.00	559.04	△ 26.69
		特殊用途車	km	0.00	0.00	22,519.00	174.36	14,750.00	114.21	—
	軽 油	普通・小型乗用車	km	6,257.00	48.45	0.00	0.00	1,147.00	8.88	△ 81.67
		普通貨物車	km	24,676.00	191.07	11,690.00	90.52	14,572.00	112.83	△ 40.95
		特殊用途車	km	2,827.00	21.89	1,307.00	10.12	1,256.00	9.73	△ 55.57
HFC封入カーエアコンの使用台数	台	93.00	1,209.00	104.00	1,352.00	0.00	0.00	△ 100.00		
一般廃棄物焼却(連続燃焼式)	湿t	39,526.20	695,540.57	34,993.47	615,778.34	34,260.78	602,885.23	△ 13.32		
うち廃プラスチック焼却量	乾t	4,241.40	11,726,198.58	7,217.25	19,953,531.08	8,704.98	24,066,655.39	105.24		
浄化槽	人	1,458.00	28,460.16	451.00	8,803.52	157.00	3,064.64	△ 89.23		
総排出量合計		—	21,568,733	—	29,438,099	—	31,937,373	48.07		

※廃プラスチックは推計量 焼却量(t)×組成分析による割合×(水分を除いた重量)80%で計算  
 ※排出係数は、基準年の平成22年度の値を用いて算出  
 ※小数第3位四捨五入

## (ウ) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画

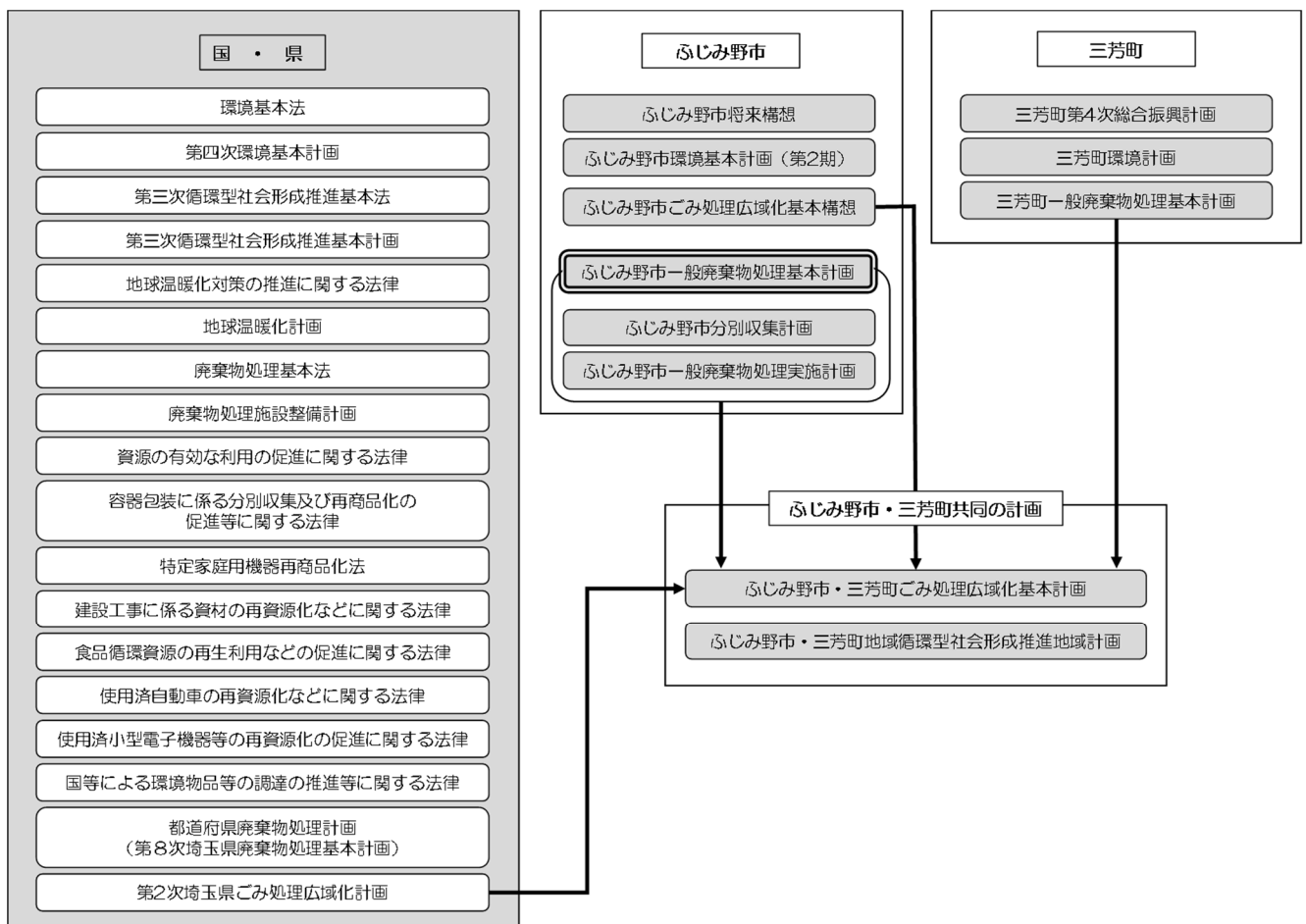
### ①計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項に規定されている「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に当たるもので、一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画になっています。

### ②計画の位置づけ

本計画は、ごみの発生・排出抑制から資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関するすべてを包括するものです。また、ごみ処理計画の主要な柱となる中・長期計画であり、ごみ処理広域化基本計画や循環型社会形成推進地域計画等を策定するための上位計画として位置づけられます。

図 1-2-5 計画の位置づけ



### ③計画の構成

図1-2-6 計画の構成

<b>第1編 基本事項</b>	
<b>第1章 基本事項</b> 1.1 本計画の背景と目的 1.2 本計画の位置づけ 1.3 本計画の構成 1.4 計画対象地域 1.5 計画目標年度 1.6 ごみ処理行政の動向と関連法規等	<b>第2章 地域特性</b> 2.1 自然的特性 2.2 社会的特性
<b>第2編 ごみ処理基本計画</b>	
<b>第1章 ごみ処理の現状と課題</b> 1.1 ごみ排出、最終処分及び資源化の現状と課題 1.2 他都市との比較 1.3 ごみ組成 1.4 収集・運搬 1.5 中間処理 1.6 最終処分 1.7 ごみ処理費用 1.8 災害廃棄物処理	<b>第3編 生活排水処理基本計画</b>
<b>第2章 基本理念及び基本方針</b> 2.1 基本理念 2.2 基本方針	<b>第1章 生活排水処理の現状と課題</b> 1.1 生活排水の処理体系 1.2 生活排水の処理状況 1.3 生活排水の処理主体 1.4 生活排水処理率 1.5 収集・運搬の状況 1.6 し尿処理施設 1.7 生活排水処理の課題
<b>第3章 基本施策</b> 3.1 ごみ処理主体 3.2 発生抑制・排出抑制 3.3 分別の区分及び資源化 3.4 収集・運搬 3.5 中間処理 3.6 最終処分 3.7 その他	<b>第2章 基本理念及び基本方針</b> 2.1 基本理念及び基本方針 2.2 数値目標
<b>第4章 ごみ排出量の予測</b> 4.1 予測方法 4.2 予測結果 4.3 将来予測される課題	<b>第3章 基本施策</b> 3.1 整備計画及び維持管理計画 3.2 排出抑制 3.3 収集・運搬 3.4 中間処理 3.5 最終処分 3.6 その他
<b>第5章 将来排出量予測</b> 5.1 減量化及び資源化の考え方 5.2 減量化及び資源化効果の整理 5.3 予測結果（施策実施後）	<b>第4章 計画処理量の予測</b> 4.1 処理形態別人口の予測
<b>第6章 目標実現のための行動計画</b> 6.1 行動計画 6.2 行動計画の策定方法	



#### ④計画対象地域

本計画の計画対象地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、施策の推進に当たっては、関係法令や適正なごみ処理の観点等から広域的な対応も視野に入れ、現在、広域処理を行っている三芳町や他市町村、関係機関等との連携・協力を図ることとします。

#### ⑤計画の期間

本計画では、平成 30 年度を初年度とし、4 年後の平成 33 年度を中間目標年度、9 年後の平成 38 年度を計画目標年度とします。なお、社会情勢の変化や関係法令改正等の動向に対し、適切かつ柔軟に対応するため、中間目標年度を目途に必要な見直しを行います。

図 1-2-7 計画の期間

平成【年度】 (西暦)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)
内容	前計画 中間目標 年度						前計画 最終目標 年度				
		(推計 初年度)	本計画 初年度			本計画 中間目標 年度	本計画 最終目標 年度				

## ⑥計画の基本理念



## ⑦計画の基本方針

### 1. 市民・事業者・市による、排出抑制を中心とした3Rを推進

市民・事業者・市が協働して排出抑制を中心とした3Rに取り組むことで、日本一ごみの少ない市を目指します。排出抑制に向けて、食品ロスを減らし、食品リサイクルを推進します。

### 2. 環境教育と環境学習の実施

環境教育と環境学習の機会を増やすことで、市民や事業者の持つ、資源や自然を大切にする“心”を育てます。

### 3. ものを大切にするための仕組みづくり

ものを大切にするための仕組みとして、ごみを出さないライフスタイルの提案や、粗大ごみの一部品目の有料化を行います。

### 4. 自然環境に配慮した循環型社会をつくるための意識づくりと行動

地球温暖化や環境の汚染等により、自然環境が危機にさらされています。その解決に向けて、資源とエネルギーが循環する社会をつくるために、身近な意識づくりと行動を目指します。



### (3) 環境行政組織・所掌事務

#### (ア) 環境課事務分掌

##### ①環境係

- (1) 環境施策の企画立案及び環境保全活動の普及啓発に関する事。
- (2) 地球温暖化対策及び省エネルギー対策に関する事。
- (3) 公害防止に関する事。
- (4) 生活環境の保全に関する事。
- (5) 自然保護意識の啓発に関する事。
- (6) 犬の登録及び狂犬病の予防に関する事。
- (7) 鳥獣の捕獲、動物の飼養に関する事。
- (8) 墓地設置の許可等に関する事。
- (9) 入間東部地区事務組合との連絡調整に関する事。(火葬場、斎場及びし尿処理に関するものに限る。)
- (10) 課内の庶務に関する事。

##### ②廃棄物対策係

- (1) 一般廃棄物処理の企画及び立案に関する事。
- (2) 一般廃棄物の減量、分別、リサイクル及び収集運搬に関する事。
- (3) 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関する事。
- (4) 廃棄物の不法投棄に関する事。
- (5) 3Rの啓発及び推進に関する事。
- (6) 環境学習の推進に関する事。

##### ③ふじみ野市・三芳町環境センター

- (1) 施設の管理に関する事。
- (2) 廃棄物の搬入、処理及び処分の決定に関する事。
- (3) 廃棄物処分手数料の収入事務に関する事。
- (4) エコパの管理及び運営に関する事。
- (5) 循環型社会形成推進交付金に関する事。

(イ) 所属団体

①広域的な環境行政組織

組織名	構成市町村	会の目的・事業
埼玉県西部地区環境事務研究会	・川越市、東松山市、所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市、坂戸市、鶴ヶ島市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町、滑川町、ときがわ町、小川町、越生町、毛呂山町、鳩山町、嵐山町、東秩父村（埼玉県西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所）	・会員相互の連絡を密にし、自主的な研鑽により環境問題を円滑に処理することを目的とする。 ・総会、役員会（3回）、研修会（1回）、事例発表会（1回）の開催。
埼玉県環境事務研究会連合会	・埼玉県内を北部、東部、西部、南部、中央5地区に分けて環境事務研究会を組織している連合会。 ・県内全市町村環境行政及び埼玉県内環境管理事務所及び環境関連課により構成。	・各地区事務研究会相互の連絡を密にして、環境問題を円滑に処理することを目的とする。 ・総会、役員会（4回）、研修会（1回）、事例発表会（1回）の開催。
埼玉県西部地区衛生清掃事務研究会 （11団体）	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市	・地区内相互の密接な連絡協調により事務の円滑なる執行に寄与する。 ・総会、事務研究会（年1回）、研修会（年1回）
埼玉県清掃行政研究協議会第4ブロック （24団体）	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、鳩山町、朝霞地区一部事務組合、志木地区衛生組合、入間西部衛生組合、入間東部地区衛生組合、坂戸地区衛生組合、埼玉西部環境保全組合	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の精神に基づき、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 ・総会、研修会

(4) 環境審議会等

①環境審議会

設置根拠	環境基本法（平成5年法律第91号）第44条 ふじみ野市環境基本条例（平成19年3月22日条例第2号）第29条
役割	（1）環境基本計画に関する事項 （2）環境の保全に関する基本的な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し答申を行う。必要がある時は、市長に意見を述べるができる。
組織	20人以内で組織

<p>委員構成及び 委嘱状況 【平成 29 年度】</p>	<p>任 期 (H27. 10. 1～H29. 9. 30) → (H29. 10. 6～H31. 10. 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者 2名 → 1名</li> <li>・自治組織連合会役員 2名 → 2名</li> <li>・商工会代表 1名 → 1名</li> <li>・農業委員会代表 1名 → 1名</li> <li>・市内事業所代表 2名 → 2名</li> <li>・埼玉県西部環境管理事務所 1名 → 1名</li> <li>・ふじみ野市校長会代表 1名 → 1名</li> <li>・市内環境団体代表 3名 → 3名</li> <li>・ふじみ野市人材登録制度 1名 → 1名</li> <li>・公募選出による市民 2名 → 1名</li> </ul> <p style="text-align: center;">計 16名 → 14名</p>
<p>審議内容 【平成 29 年度】</p>	<p>平成 29 年 5 月 12 日 (第 1 回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①諮問事項について</li> <li>②環境基本計画の概要について</li> <li>③ふじみ野市環境基本計画等策定市民検討会議からの提言内容について</li> <li>④環境基本計画の基本理念等について</li> </ul> <p>平成 29 年 7 月 28 日 (第 2 回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境基本計画の環境像について</li> <li>②平成 28 年度行動指標の達成状況について</li> <li>③第 2 期計画の行動指標について</li> <li>④第 2 期計画 (案) について</li> </ul> <p>平成 29 年 10 月 6 日 (第 3 回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①計画策定にあたっての視点及び主な変更点について</li> <li>②めざすべき環境像について</li> <li>③第 2 期計画 (案) について</li> </ul> <p>平成 29 年 12 月 15 日 (第 4 回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①第 2 期計画 (案) について</li> </ul> <p>平成 30 年 2 月 20 日 (第 5 回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①第 2 期計画 (案) について</li> <li>②年次報告書について</li> <li>③答申について</li> </ul>

(5) 廃棄物減量等推進審議会等

① 廃棄物減量等推進審議会

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例第 1 条
役割	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について、必要な調査及び審議をする。
組織	15 人以内で組織
委嘱状況 【平成 29 年度】	任 期 (H27. 10. 1～H29. 9. 30) → (H29. 10. 12～H31. 10. 11) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ減量化又は資源化推進団体を代表する者 1 名</li> <li>・ 商工業団体を代表する者 3 名</li> <li>・ 廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 2 名</li> <li>・ 学識経験を有する者 2 名</li> <li>・ 市長が必要と認める者 6 名 計 14 名</li> </ul>
審議内容 【平成 29 年度】	<p>平成 29 年 4 月 26 日 第 1 回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 諮問事項について</li> <li>② 平成 29 年度廃棄物減量等推進審議会開催スケジュールについて</li> <li>③ ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画について</li> <li>④ 国及び県の減量化等の数値目標に対するふじみ野市の現状について</li> <li>⑤ ゴミ処理の有料化について</li> <li>⑥ 一般廃棄物処理基本計画の基本理念と基本方針について</li> </ul> <p>平成 29 年 6 月 15 日 第 2 回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ゴミ収集及びゴミ分別の現状について</li> <li>② 現状を踏まえた人口及びゴミ量推計結果について</li> <li>③ ふじみ野市と他都市との比較について</li> <li>④ リサイクルボックスによる資源物の回収状況等について</li> <li>⑤ 施策の振り返りについて</li> </ul> <p>平成 29 年 10 月 12 日 第 3 回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ゴミ処理コスト(原価)について</li> <li>② 粗大ゴミについて</li> <li>③ 事業系ゴミについて</li> <li>④ 減量化及び資源化施策①－行動目標について－</li> <li>⑤ 減量化及び資源化施策②－数値目標について－</li> </ul>

	<p>平成 29 年 11 月 16 日 第 4 回会議</p> <p>①減量化及び資源化施策①－行動目標について－  ②減量化及び資源化施策②－数値目標について－  ③ふじみ野市一般廃棄物最終処分場のあり方について  ④基本方針・基本理念について  ⑤その他</p> <p>平成 29 年 11 月 30 日 第 5 回会議</p> <p>①「ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた、一般廃棄物(ごみ)の処理に関する基本方針について」の諮問に対する答申(案)について  ②ふじみ野市長に対する答申について</p>
--	---

## ②一般廃棄物処理基本計画市民検討会議

設置根拠	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条  同法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3  ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会条例第 1 条</p>
役割	<p>(1) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画に関する提言を行うこと。  (2) 市の一般廃棄物処理対策に係る施策に関し、必要な提言を行うこと。</p>
組織	11 人以内で組織
委嘱状況 【平成 29 年度】	<p>任期 (H27. 11. 1～H29. 10. 31) → (H29. 11. 9～H30. 11. 8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募による市民 2 名</li> <li>・市内商工会加入の商工業者 2 名</li> <li>・廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 1 名</li> <li>・市長が必要と認める者 6 名 計 11 名</li> </ul>
会議内容 【平成 29 年度】	<p>平成 29 年 5 月 25 日 第 1 回会議</p> <p>①平成 29 年ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会開催スケジュールについて  ②ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会第 1 回会議における市長からの諮問事項について  ③ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画について  ④国及び県の減量化等の数値目標に対するふじみ野市の現状について  ⑤ごみ処理の有料化について  ⑥一般廃棄物処理基本計画の基本理念と基本方針について</p>

平成 29 年 7 月 4 日 第 2 回会議

- ①ごみ収集及びごみ分別の現状について
- ②現状を踏まえた人口及びごみ量推計結果について
- ③ふじみ野市と他都市との比較について
- ④リサイクルボックスによる資源物の回収状況等について
- ⑤施策の振り返りについて
- ⑥一般廃棄物処理基本計画の基本理念と基本方針について

平成 29 年 11 月 9 日 第 3 回会議

- ①ごみ処理コスト(原価)について
- ②粗大ごみについて
- ③事業系ごみについて
- ④減量化及び資源化施策①－行動目標について－
- ⑤減量化及び資源化施策②－数値目標について－

平成 29 年 11 月 17 日 第 4 回会議

- ①減量化及び資源化施策②－数値目標について－
- ②ふじみ野市一般廃棄物最終処分場のあり方について
- ③基本方針・基本理念について
- ④その他

平成 29 年 11 月 27 日 第 5 回会議

- (1) 基本施策について
  - ①ごみ排出・最終処分・資源化
    - ・家庭系ごみに関して
    - ・事業系ごみに関して
    - ・分別の区分と資源化
  - ②収集・運搬
  - ③中間処理
  - ④最終処分
  - ⑤その他
- (2) その他

	<p>平成 29 年 12 月 20 日 第 6 回会議</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①答申書について</li><li>②目標実現のための行動計画について</li><li>③その他</li></ul> <p>平成 30 年 2 月 19 日 第 7 回会議</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①パブリックコメントの実施結果について</li><li>②第3期一般廃棄物処理基本計画(案)について</li><li>③ふじみ野市長への計画書の提出について</li><li>④その他</li></ul>
--	--